

令和7年度 第2回宮城県いじめ防止対策調査委員会

令和7年12月23日（火）10：00～11：50

宮城県庁（行政庁舎）11階 第二会議室

＜委員＞

内藤 裕子 委員長、長谷 諭 副委員長、梅田 真理 委員、男澤 拓 委員、
小幡 佳緒里 委員、吉田 弘和 委員、安保 英勇 委員 小野 彩香 委員、
三田村 道雄 委員、遠藤 哲也 委員、村上 めぐみ 委員

＜県教育委員会＞

遠藤 秀樹 副教育長
村上 憲一 心のサポート専門監
菊田 英孝 高校教育課長
但木 伸行 特別支援教育専門監

＜欠席者＞

野口 和人 委員、田中 佳二 委員

（司会）

（資料の確認等）

（公開非公開の確認）

会議の成立についてご報告いたします。本日は委員定数13名中11名の参加となりますので、いじめ防止対策委員会条例第6条の2により本委員会は成立となりますことを御報告申し上げます。

次に本会議の公開・非公開についての確認をいたします。情報公開条例により審議会等は公開で行うことが原則となっておりますが、非公開情報が含まれる場合、及び公開することにより公正かつ円滑な審議に支障が生ずる場合には、当該会議の構成員の3分の2以上の多数の決定により一部公開または非公開とすることができます。本日の議事のうち「3その他」につきましては個人情報が含まれることから非公開が適当と考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

＜異議なし＞

(司会)

よろしいでしょうか。それでは「3その他」につきましては非公開で行うこととさせていただきます。それではただ今から令和7年度第2回宮城県いじめ防止対策調査委員会を開会いたします。開会にあたり副教育長遠藤秀樹より御挨拶申し上げます。

<1 開会>

(遠藤秀樹副教育長) (1) 副教育長 あいさつ
(内藤委員長) (2) 委員長 あいさつ
(事務局) (3) 出席者紹介
(事務局) (4) いじめ防止対策調査委員会の概要

(司会)

それでは以後の進行につきましては委員長にお願いいたします。では内藤委員長どうぞよろしくお願いいいたします。

<2 議事>

(内藤委員長)

よろしくお願いいいたします。それでは次第の2の報告に入ります。(1) 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)の結果について事務局よりお願いいたします。

(事務局)

それでは資料を御覧ください。令和6年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について御説明いたします。

こちらの調査は例年文部科学省が実施するものであり、資料は令和6年10月に公開された調査結果に基づき本県の概要についてまとめたものであります。

本調査の報告につきましては、統計法第40条に定められた調査票情報等の利用制限に則り、国の公表内容で県ごとの数値が公表されていないものについては公表できないことになっておりますので、国の公表内容及び県としての今後の対応について報告させていただきます。進行の都合上、調査結果のポイント及び今後の対応については、いじめに関わるところを中心に御説明いたします。

それでは資料1頁を御覧ください。1調査の趣旨から3調査対象までは記載の通りです。

次に資料2頁、4調査結果の概要の(1)暴力行為を御覧ください。箱囲みの中にあります通り、発生件数は小・中・高等学校を合わせて3,974件、児童

生徒1,000人あたりの発生件数は17.5件で、全国平均値より7.1件上回っております。発生件数は小学校において前年度より減少し、中学校・高等学校においては前年度より増加しております。校種別の詳細、形態別の発生状況は資料の通りです。暴力行為に関する調査結果のポイントについては3頁に、今後の対応については4頁に記載しておりますので御覧ください。

次に5頁を御覧ください。(2)いじめについてです。箱囲みの中を御覧ください。いじめの認知件数につきましては小中高等学校・特別支援学校を合わせて1万1,766件で前年度より2,956件減少しております。児童生徒1,000人あたりの認知件数は51.2件、全国値と比較して10.1件低い値となっております。いじめの認知件数の校種別の詳細につきましては、箱囲みの下にある①いじめの認知件数を御覧ください。

その下②いじめの解消率については、校種ごとの数値は公表されておりません。本県の4つの校種を合わせた数値は79.6%であり、全国の76.1%と比較すると3.5ポイント高くなっています。

③いじめ重大事態の発生件数については、本県では小・中・高等学校・特別支援学校を合わせた発生件数が69件で、前年度より39件増加しております。発生件数のうち1号に規定する発生件数が28件、2号に規定する発生件数が53件となっております。児童生徒1,000人あたりの発生件数は0.30件となっており、前年度より0.17件の増加となっております。重大事態に対しては疑いが生じた段階で調査を開始すべきものとなりますので、今回報告している発生件数は法に基づき報告され、調査が継続しているものについても計上した結果となります。

次に6頁を御覧ください。調査結果のポイントについてです。いじめの認知件数が減少したことについては、学校における早期対応と予防教育の取組が進み、早期にトラブルが解決され、いじめに発展する前に解消できていること、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職による相談体制が充実し、チーム学校として組織的に対応する体制が強化されてきたこと、特に小学校で認知件数が減ったことについては、ケース会議の実施やスクールロイヤー等に相談しながら対応してきたことなどが要因として挙げられます。

また重大事態が増加したことについては、昨年重大事態に関するガイドラインが改定され、保護者からの申し立てや事実の背景にいじめの疑いが生じた段階で調査を開始したケースが増えた結果と考えられます。

次に7頁を御覧ください。今後の対応についてです。いじめについては、その深刻化を防ぐため積極的に認知し、適切に対応することが重要であり、認知することを肯定的に捉える考え方方が学校、市町村教育委員会を始め社会的に一定程度定着してきていると考えております。今後も生徒児童を日常的に注意深く観

察し、いじめの積極的な認知を行い、複数の教員で情報を共有するなど早期の段階での組織的な対応を徹底してまいります。またスクールロイヤーを活用したいじめ予防教室の実施、ネット被害の未然防止に向けたフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発、ネットパトロールの実施等も推進してまいります。さらに生徒児童が相談できる体制の構築が重要であることから、24時間SOSダイヤルやSNS相談などの相談機関の周知を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を充実させてまいります。

次に8頁を御覧ください。(3)小・中・高等学校の長期欠席(不登校等)についてです。箱囲みの中を御覧ください。不登校児童生徒数につきましては、小学校が3,002人、中学校が4,723人、高等学校が1,857人と、全ての校種で、昨年度と比較して減少しております。不登校出現率につきましては全国と比較すると高い状況にあります。詳細については箱囲みの下、①事由別長期欠席者数にある通りです。

次に9頁を御覧ください。②不登校の内訳についてです。小・中・高等学校ともに欠席日数50日以上の割合が全国値よりも低く、出席日数0日の割合も全国値よりも低くなっています。不登校期間の長期化が一定程度抑えられている現状にあります。長期欠席に関する調査結果のポイントは10頁、今後の対応については11頁を御覧ください。

次に12頁、(4)高等学校の中途退学を御覧ください。中途退学率は1.8%となり、全国値の1.4%と比較すると0.4ポイント上回っております。

最後に13頁から16頁は、令和6年度宮城県長期欠席状況調査の結果に基づく「宮城県不登校児童生徒の現状と対応」についてです。この調査は仙台市を除く県内公立小・中学校の不登校児童生徒、小学校1,771人、中学校2,649人について、県独自に詳細を分析しているものですので御覧いただければと思います。事務局からは以上です。

(内藤委員長)

委員の皆様から御質問ございませんでしょうか。小幡先生、お願いします。

(小幡委員)

昨年も質問してしまったかもしれないんですが、5頁で、いじめに関して認知件数が記載されていますが、ここの認知件数というのは、例えば「いじめの相談があって、これはいじめである」、または「いじめの疑いがあるから対応が必要だ」と考えた件数なのか、それとも「いじめかどうかは分からなければ相談や申し出があった」など、いじめとして対応する必要があるかもしれないと考えた

件数なのか、その点を教えていただきたいと思います。もう一つが「重大事態」もそうで、申し出などがあった、また重大事態かもしないということで対応するかどうかも含めて検討した件数なのか、それとも「重大事態として対応します」ということで振り分け作業を一定程度した後の件数なのか、その点をお聞きしたいなと思います。

(村上専門監)

まず1点目ですけれども、各学校には、いじめの疑いがあるという段階でその件数を上げていただくようにしていますので、「いじめとして認知した」ではなく、「いじめの疑いがある」という状況で、計上してくださいということでお願いをしましたので、そのような数の計上と捉えていただいて結構かと思います。2点目につきましては、昨年8月に重大事態に関するガイドラインが改定されまして、宮城県では保護者から申し立てがあった場合にはすぐに調査を開始する、定義上では不登校となる前の段階ですが、調査を開始するなど、疑いが生じた段階で報告するようにお願いをしていますので、重大事態になったからということではなく、疑いの段階で調査を開始するように捉えていただければと思います。

(小幡委員)

そうしますといじめの認知件数も、重大事態の発生件数も、基本的には漏れがないと言ったらあれなんですけれども、受ける側の判断で「これはいじめに当たらない」ですか、「重大事態としての対応までは必要ない」という形で対応をしなかったものなどは、基本的にこの件数の中から漏れていないという理解でよろしいでしょうか。

(村上専門監)

各学校はそのようにしていただいていると捉えています。ただし、いじめの認知件数が今回少し小学校で減っているということもあり、積極的に調査を行ったり、対応したりしているというところは、法の趣旨を踏まえていて、一定の評価をすべきだろうと考えていますが、いじめによって心を痛めている子供たちがいるということについては、しっかり受け止めて早期の発見、早期の対応をしっかりとしていく、それ以前にまず、いじめのない学校、いじめをしっかりと防止できるような学校づくりに努めていくというところが大事だと考えています。

(小幡委員)

もう1点教えてください。6頁に、調査結果のポイントとして、いじめの認知

件数が減少したことについて、2つ目、チーム学校として組織的に対応する体制が強化されているということなんですかけれども、具体的にどういう形で組織的に対応する体制を評価しているのかお分かりでしたら教えていただきたいです。

(村上専門監)

いじめが重大事態に陥ったり、重大化したりしていく大きな要因として、担任が1人で抱えてしまっているというところが大きいと考えています。各学校には、小中学校であれば市町村教育委員会を通して、高校であれば研修会や各種会議で県教委の方から、「まず組織でしっかりと対応してくださいと」、「組織でケース会議を行うにあたってはスクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーであったり、専門職の視点からしっかりとアセスメントもしていただいて対応してください」、「場合によってはスクールロイヤーの活用が非常に有効ですので、スクールロイヤーの先生方も活用して対応してください」ということをお願いしておりますので、その辺りの活用が進んできて、ケース会議を実施する学校もかなり多くなってきてていると考えているところです。

(小幡委員)

もしお分かりになればなんですが、ケース会議の実施件数ですか、スクールロイヤーの活動、相談件数などが、お分かりになれば教えていただきたいんですが。

(村上専門監)

まずケース会議ですけれども、こちらの方は各学校で開いているので申し訳ありません。詳細については、調査はしていないところです。スクールロイヤーの活用につきましては、すみません。こちらも手元に資料を持ってこなかったのですが、相談等も含めでると全部で90件くらいになるということです。詳細については申し訳ございません。

(小幡委員)

今の90件は年間で90件ぐらいという理解でよろしいでしょうか。

(村上専門監)

年間ということになります。

(小幡委員)

ありがとうございました。

(内藤委員長)

それでは他に何か御質問ございませんでしょうか。よろしくお願ひします。

(遠藤委員)

15頁なんですけども、不登校生徒のうち支援の難しい児童生徒が小学校で3名、中学校で6人と非常に少ない数なんですけども、ここで答えられる範囲で構いませんので、もう少し具体的にどういう意味で支援が難しいのかというのをお分かりになれば教えてもらえばなと思ったんですけども。

(村上専門監)

まず支援の難しいということですけれども、学校は何かしらの支援は確実にしています。電話連絡であったり、家庭訪問であったり、学習教材を届けに行ったり、様々なことをやっているんですけども、なかなか保護者の御理解が得られないような状況のお子さん方がこれだけの人数いて、なかなか子供と話すことができないであったり、子供に関わることが難しいとされているのが9名という形になっています。ただこれは令和6年度のお子さん方で、この9名に関しては今年度も追跡の調査をしており、支援の方はある程度進んできていると考えているところです。

(遠藤委員)

我々も業務の中で学校から相談を受けて家庭訪問しても子供の姿が長期間見られない、半年とか数ヶ月子供と会っていないんだという相談を受けて、我々も介入して子供の姿を現認するということを職務として行っています。もし長期間本当に子供の姿が見られないというのであれば、児童相談所や警察など、そういったところとも協力しながら、やはり子供の姿が見られないというのはすごくハイリスクな家庭だと思うので、そこは関係機関と協力しながらやってもらえばよりいいのかなということで、質問でございました。

(村上専門監)

関係機関との連携というのは非常に重要なと思っていて、この部分につきましても各学校に呼びかけていきたいと思います。ありがとうございました。

(内藤委員長)

他に何か御質問ございませんでしょうか。お願ひします。

(梅田委員)

6頁の部分ですが、要因としてあげられたものの2点目にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制が充実しということが挙げられていますが、具体的にスクールカウンセラーはちょっと難しい場合もあるかもしれません、スクールソーシャルワーカーの活用件数というようなもの、あるいはスクールカウンセラーもそうですけれども、それがもし分かっていて、例えば令和5年度と6年度で比較して配置は増えているので活用数は増えているかとは思うんですが、どのくらい実際に増えているのかということが分かるとありがたいです。特にスクールソーシャルワーカーについては学校の先生方がどういう時に活用したらいいかということが少しづつ浸透してきているものの、まだまだ活用が難しいとか、周知されていないというような状況があったり、スクールカウンセラーについても、だいぶ以前よりは浸透してきていますけど、御本人たちが勧められても行きたくないというようなことがったりするケースもあると思いますので、その辺りが、伸びているというような実績等があれば伺えたらと思いました。以上です。

(村上専門監)

スクールソーシャルワーカー、小中学校分につきましては令和6年度延べ68人、実人数で52人のワーカーさんが全ての市町村に配置されている状況になっています。相談件数につきましては令和5年度8,121件の相談件数で、令和6年度につきましては8,337件ということで約200件増加しているというところです。スクールソーシャルワーカーの皆様に關しましては、各病院とつないでいただきたりとか、関係機関とつないでいただきたりとか、福祉の視点で非常に重要な役割を担っていただいていると考えていますので、今後もスクールソーシャルワーカーの活用につきまして促していきたいと考えています。

(高校教育課長)

高校分でございますけれども、令和5年度に關しましては1,199件、年間累計ということになりますが、1,199件に対しまして、令和6年度については1,271件ということで約100件増加をしている状況になります。継続的な支援をしているものにつきましても大体700件程度、令和5年度も令和6年度も大体700件程度ということで継続した支援には今当たっているという状況になっています。

(梅田委員)

ありがとうございます。もしスクールカウンセラーについても分かれば教えていただけたらと思いますが、分からなければ結構です。

(村上専門監)

小中学校分ですけれども相談件数につきましては、令和6年度が3万8,982件。前年比ですと大体同じぐらいなのですが、本当に少しだけ減っているというような状況になっています。相談人数につきましては4万1,010人という形になっています。

(高校教育課長)

高校分でございますけれども、相談件数につきましては令和5年度が8,391件に対して、令和6年度が8,329件ということで、ほぼ同じぐらいの割合ということになっております。

(梅田委員)

たくさんの子供達やあるいは御家庭が関わっていらっしゃるということについてはとてもいいことだなと思いますけれども、特にスクールソーシャルワーカーについては、せっかくたくさんの方々を配置されているので、ここがもう少し伸びて、困った家庭がきちんと繋がっていくようにということについては重ねてですけれども、学校への周知を図っていただければと思います。以上です。

(内藤委員長)

ありがとうございました。安保先生どうぞ。

(安保委員)

いじめの認知件数ですけれども、私も別のいじめの調査委員会でヒアリングした時に、学校の先生から聞いた時に、うちの学校は年間200件認知件数があるんだけれども隣の学校は1桁なんだというふうにおっしゃっていて、要するに同じ宮城県と言ってもその認知の仕方というのは学校によって随分違うんだってことをおっしゃっていました。それは3、4年前の話で今は違うのかもしれないんですけども、この認知件数、学校によるばらつきというのは実際あるものかどうか御存知でしたら教えていただきたいと思います。

(村上専門監)

認知のばらつきについてはやはり少し危惧しているところです。いじめ認知

が0の学校につきましても、県内には小中学校ともにあるところです。ただし、いじめ認知0の学校については、そのことを公表し、保護者であったり、学校であればホームページ等でしっかりと公表したりして確実に確認をしてくださいという依頼をしておりますので、そのことについては各学校の方で取り組んでいただいているかと思います。今後もいじめ認知をしっかりとするというところ、早期の対応をしていくというところにつきまして、県教委の方としましてもしっかりと学校に促していきたいと考えています。

(安保委員)

特に重大事態まで発展する場合には最初のその学校の認知がされてないということで結構こじれて、保護者の方も態度を先鋭化するようなこともあるかと思いますので、是非その点お願ひいたします。

(内藤委員長)

他に先生方ございませんか。

(長谷副委員長)

1つ質問させてください。3頁で暴力行為のところの2つ目の丸で、暴力行為の発生件数が減少したことについて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職を交えたケース会議を開き、アセスメントに基づく個別の支援を組織的に行う学校が増えたということで、繰り返し行為におよぶ児童生徒への適切な支援に繋げることができたためという記載ですけれども、やっぱり課題のところは当然なんですけれども、こういったうまくいった事例とかの積み上げという仕方について、本当にこれは今すぐではなく長期的な積み上げになると思うんですけれども、こういった形があったのでうまくいったというところが少し集約するものがあるのかというのと、あとそこを先生方に周知するような方法とか、何か今取られているものがあればと。あとはなかなかこういった案件ですとやっぱり先生方も忙しい中で大変なところもあると思うんですけれども、逆にこういったことをやっているところが少し評価されると言いますか、当然のことではなくて、評価されるような形もされているようでしたら教えていただいて、ないようでしたら今後少しそういった形も考えていただいてもいいのかなと思ったところでした。以上です。

(村上専門監)

成果の出ている取組につきましては、やはり各学校で共有して、未然防止に努めていく、早期の対応をしっかりとやっていくということはとても大事なことだ

と思っています。数は申し上げられませんが、加害児童数に対して発生件数が非常に多い状況でありまして、特定の子供が感情を抑えられずに繰り返し行為に及ぶケースが多いと考えているところです。この部分の対応について、ケース会議、それから専門職によるアセスメントによる対応で好事例を出しているものについては、各教育事務所に管理職の研修会であったり、生徒指導を担当している教諭を集めての会議を行ったりして、いい事例については共有を図り各学校では是非進めてくださいということでやっているところですので、この取組についてしっかりと進めていけるように努めていきたいと思います。

(内藤委員長)

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれで質疑は終わりにしたいと思います。以上で2の報告は終了といたします。それでは「その他」を非公開で行いたいと思います。今報道機関の方はいらっしゃらないですね。そうしましたら資料を配らせていただく時間をちょっとといていただいて、その間先生方少しお休みください。

以降非公開

(司会)

内藤委員長、御進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回宮城県いじめ防止対策調査委員会を終了いたします。本日は長時間に渡り御協議いただきまして誠にありがとうございました。

以上